

新型コロナウイルス 感染防止ガイドライン スクール編

2020年11月5日作成
2021年6月7日改訂
2021年10月8日改訂
2021年11月4日改訂

公益社団法人 日本アロマ環境協会

目次

1. はじめに	P.3
2. 基本的な考え方	P.4
3. 感染対策（衛生確保・感染防止策の実施）	P.7
① 講師及びスタッフ	P.7
② 受講生	P.8
③ スクール入口	P.10
④ 教室	P.11
⑤ 受講の受付・講座の調整	P.12
⑥ 講座	P.13
⑦ 更衣室・手洗い場・シャワールーム等の設備	P.14
⑧ トイレ	P.14
⑨ レジ及び金銭授受	P.15
⑩ 講師及びスタッフの休憩スペース	P.16
⑪ 清掃・消毒	P.17
⑫ 換気	P.17
⑬ ゴミの回収	P.18
⑭ 職場における検査の活用	P.18
⑮ 会議の開催	P.19
⑯ その他の場面での注意	P.19
4. 感染者が発生した場合の対応	P.20
5. おわりに	P.21
6. 参考資料	P.22

1. はじめに

本ガイドラインは、アロマテラピースクールにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防対応の参考とするために作成したものです。

新型コロナウイルス対応については、国の専門家会議で示された基本的な考え方や留意点を踏まえ、各事業のリスクを評価し、リスクに応じた対策を講じることが必要であるとされています。

また、コロナ禍の事態が長く続くことも念頭に、感染拡大を予防する新しい生活様式（厚生労働省ウェブサイト）に移行していく必要があります。

本ガイドラインは、専門家会議の基本的な考え方や関連した業種別のガイドラインを参考に、東京医科歯科大学 医学部附属病院 感染制御部 貫井陽子部長のご意見を踏まえ作成したものであり、都度見直すものとしします。

2. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症予防のためには、主な感染経路である接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染を防ぐことが重要です。このため、このような経路からの口、鼻、眼などの粘膜へのウイルスの侵入を防ぐようにしましょう。

なお、感染防止策については、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、これまでの対策をさらに深化させる必要があります。

■ 3密を避ける

- 密集（多くの人が集まる）
- 密接（間近で会話や発声をする）
- 密閉（換気が悪い）

3密のいずれかに該当する場面では、一定のリスクが避けられないことから、密集・密接・密閉のいずれも避けるよう日頃から徹底する

■ 感染を予防する

- 新型コロナウイルスを疑う症状がある方やクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方など、症状等のある方^{（注1）}の入場制限
- 必要に応じて、入場時に検温を行い、発熱症状等のある方の入場をお断りする
- お互いのマスク着用、共同で触れるものの消毒、換気を徹底

- マスクを着用していない場合や、大声を出す方がいた場合等、個別に注意等を行う
- マスクは正しく着用する（①鼻と口を確実に覆う ②ゴムひもを耳にかける ③隙間がないように鼻まで覆う）
- マスクは品質の確かなもの（出来れば不織布）を着用する
- 手指衛生を徹底する【手洗いは、液体石けんを使い丁寧に正しく行い、手洗いが困難な場面ではアルコール製剤（70%以上のアルコール成分を含有するもの）またはベンザルコニウム製剤（0.05%以上）などによる消毒を行う】
- 環境衛生を徹底する（上記アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水、亜塩素酸水、界面活性剤を含む洗剤などを使用する）。清拭の際は、テーブルなどで布巾を往復させず、一方向に拭く
- 口、鼻、眼の粘膜からのウイルスの侵入を防ぐために、手で顔に触れないようにする
- 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの利用を奨励する

※詳細は本ガイドラインを必ず参照してください。

(注1) 次の症状がある方、該当する点がある方（症状等のある方）

発熱（目安として37.5°C以上、または37.5°C未満でも平熱より高い場合）または全身倦怠感、頭痛、のどの痛み、関節痛、筋肉痛、鼻汁、鼻閉、咳、呼吸困難、胸部の不快感、味覚・嗅覚障害、腹痛、嘔気、嘔吐、下痢など新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方

過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方

過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方

同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症が疑われる方がいる方

3. 感染対策（衛生確保・感染防止策の実施）

① 講師及びスタッフ

- 入口に手指消毒剤を配置し、手指衛生の徹底を促す
- 講師・スタッフは、毎日検温し、「2. 基本的な考え方」に示された症状があるか、該当する点があるか確認の上、当てはまる場合には出勤前に上長に報告し指示を仰ぐ
- 講座の前後に手洗い・手指消毒を徹底し、講座中も必要に応じて手指消毒を行う
- マスクを正しく着用すること（隙間なく着用し、着用中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳からゴムを外し廃棄する）
- マスクは品質の確かなもの、出来れば不織布
- マスクを着用していても受講生と近づき過ぎないように配慮する
- フェイスガード等を使用し眼への飛沫の侵入を防ぐなどの工夫をする
- 新型コロナウイルス感染症の疑いのある受講生に対応した場合は、以後他の受講生の対応はしないで直ちに上長に報告し指示を仰ぐ
- 大声を避ける

② 受講生

- 受講生への来校時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等は来校を遠慮して頂くなどを、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求める。下記に該当する場合は、ご理解をいただいたうえお帰りいただくよう徹底する（下記「ご案内の例」参照）

<ご案内の例>

新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐため、受講生の皆様には以下の点をご理解・厳守いただきますよう強くお願い申し上げます。ご自身で該当すると感じたお客様は、電話でご一報いただきたくお願い申し上げます。

また、ご来校の際は、マスクの着用をお願い申し上げます。

次の症状がある方、該当する点がある方はご来校をお断りします。

- 発熱（目安として37.5°C以上、または37.5°C未満でも平熱より高い場合）または全身倦怠感、頭痛、のどの痛み、関節痛、筋肉痛、鼻汁、鼻閉、咳、呼吸困難、胸部の不快感、味覚・嗅覚障害、腹痛、嘔気、嘔吐、下痢など新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方
- 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方
- 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症が疑われる方がいる方

- 来校されるすべての受講生にマスク着用をお願いする 状況によっては、来校された受講生の体温測定や症状の有無の確認を行う
- 新型コロナウイルス感染者発生時に速やかにご連絡できるよう連絡先を伺い、その際には保健所の指示に従って情報開示を行うことについて予めご了承ください（参考資料「同意書例」参照）
- マスクを外した場合には、共用部分に置かず、ご自身で保管していただく
- 休憩時間中のスクール施設内での飲食の際、対面を避け、受講生同士のマスクを外した状態での向き合っの会話を極力慎み、大声は避け、早めに済ませていただく



③ スクール入口

- 入口に手指消毒剤の配置と手指衛生の徹底を促す
- ドアノブ等、受講生が触れる箇所は、受講生来校毎に、あるいは1時間に1回の頻度で消毒する
- 来校されるすべての受講生にマスクの着用をお願いする
- 受講生が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈している場合には、来校の自粛を求める



④ 教室

- 室内の清掃・消毒を通常以上に徹底する
- 手洗い設備、出入り口のドアノブなど多数が触れる箇所については、受講生毎に消毒を実施する
- 講座毎に換気を実施する
- 1時間に2回以上、1回に5分間以上換気を実施する
- 機械換気ができる場合は原則常時換気を実施する
- 講座及びトリートメント実習時には受講者と対面で座らず、フィジカルディスタンス（1m以上、出来たら2m以上）の確保を心がける ディスタンスの確保が困難な場合は、透明間仕切り等で遮蔽する
- 透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等がスタッフや受講生に触れないように注意する
- 透明間仕切り等の飛沫防止用のシートについては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）に配慮する
- 授業の際は、講師と受講生の両者がマスク着用を継続する
- トリートメント実習の際、講師はマスクの着用及びフェイスガード等の器具を使用し、受講者にもマスクの着用を促す

⑤ 受講の受付・講座の調整

- 公開の催事や講座はなるべく予約制で対応し、参加や入室の人数を調整する
- 講座間の時間を調整し、受講生の入れ替え時に密にならないようにする

⑥ 講座

- 可能な限り個別の教材を準備し、共有資材・備品に関しては接触部分などの消毒、衛生管理を徹底する
- 精油のテストイングの際は、講師が試香紙につけて受講者ひとりひとりに渡し、共有しないようにする
- 飲み物を提供する場合は、必ず使い捨ての容器を使用するなど衛生管理に注意する
- グループワークなどを行う場合、人数を縮小するなど、フィジカルディスタンスを可能な限り確保する
- 大声を避ける

<トリートメント実習について>

机・椅子等は、使用の都度消毒する

受講生の皮膚が直接接するリネン類、用具類は、使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法で受講生毎に消毒済みの物と交換する

施術の前後に手指衛生を徹底し、施術中も必要に応じて手指消毒を行う

使用したトリートメントオイル、精油などの容器は、必ず受講生毎に消毒をする

器具及び布巾類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」とを区別し、それぞれ一定の容器に収める

施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度蓋付きの容器に捨てる

⑦ 更衣室・手洗い場・シャワールーム等の設備

- 各コーナーの清掃、消毒を通常以上に徹底する
- 手洗い設備及び水道、トイレ、ドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、受講生毎の消毒、または最低1時間に1度の頻度での消毒を行う
- 手洗い後は、使い捨てのペーパータオルを使用し、使用済みのペーパータオルは、蓋付のゴミ箱に捨てること

⑧ トイレ

- 利用者が接触する場所は、清拭消毒を行う
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する



⑨ レジ及び金銭授受

- 現金の直接的な授受を避けるため、可能な限りキャッシュレス決済を導入するか、キャッシュトレイを使用する
- 対応前後には必ず手指衛生を行う
- 受講生の手が触れる可能性のある部分は、事前に消毒を済ませておく
- 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ、筆記具等も、対応後は消毒を行う
- 飛沫を避けるため、透明間仕切り等で遮蔽する
- 透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等がスタッフや顧客に触れないように注意する
- 透明間仕切り等の飛沫防止用のシートについては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）に配慮する

⑩ 講師及びスタッフの休憩スペース

- 入室前と退室後には手洗い、手指衛生を行う
- 一度に休憩する人数を減らし、距離をあけたり、互い違いに座る等、対面で食事や会話をしないように気を付ける
- 共有するテーブルやイス等は定期的（使用前後等）に消毒し、換気に努める
- 感染防止対策を講じた飲食可能エリア以外での飲食を控えるとともに、飲食可能エリアにおいては、椅子を間引くこと等、人と人との十分な間隔を空けた座席配置、顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面を避けた座席配置、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する
- 飲食時等マスク着用をしていない場合は会話を控える

⑪ 清掃・消毒

- 通常の清掃後に、多数が触れる環境表面を、講座前後に清拭消毒する
- 教室およびスタッフルームの電話、パソコンのキーボード、タブレット、筆記具、レジ周りの備品類、冷蔵庫のドア、電子レンジの操作ボタン等も適切に消毒を行う
- 清掃時はマスクと使い捨て手袋を着用し、手袋を外した後の手指衛生を徹底する
- 巡回清掃の実施及び実施管理記録の保存を徹底する

⑫ 換気

- 1時間に2回以上、1回に5分間以上換気を実施する。また、講座終了後は窓やドアを開けて教室全体の空気を入れ換える
- 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確保する
- 機械換気ができる場合は原則常時換気を実施する
- 空気の流れが滞る場合には換気扇や扇風機を用いて空気の流れを作るよう努める
- 受講生の入れ替え時には極力時間を空け、換気や、設備の消毒・清拭を徹底する
- HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを補助的に活用することを検討する
- CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する

⑬ ゴミの回収

- ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用する
- マスクや手袋を外した後は必ず手指衛生を行う
- ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄する

⑭ 職場における検査の活用

- 寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近く密になりやすい職場環境など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査や有症状者の抗原簡易キットの活用について、以下を参照し検討する

令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

⑮ 会議の開催

- 3密を避ける
- 換気、フィジカルディスタンスの確保、短時間開催
- マスクの正しい着用
- 必要に応じ、オンライン会議等を活用

⑯ その他の場面での注意

- 仕事で移動する車中をはじめとしたその他の場面においても、マスクを常時正しく着用すること、大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限りフィジカルディスタンスの確保等を図る

4. 感染者が発生した場合の対応

受講者の名簿等を適切に管理するとともに、陽性者が出た場合には保健所の指示に従い、名簿情報の提供を実施する



5. おわりに

万が一新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合には、スクールとしての速やかな対応と倫理的な判断で、一時的に休校するなどの措置を取る必要があります。

また、迅速に対応し、事態の悪化を避け、積極的な感染防止対策を徹底すること、また、代替講座の確保やオンライン講座の活用などを通じて、受講生の不安を解消し、信頼関係をつくっていくことが大切になります。



6. 参考資料

■ チェックリスト（スクール用）

分類	チェック事項	✓
全般	マスクを着用	
	手洗い・手指消毒を励行	
	入り口に手指消毒剤を配置	
	ドアノブ等の設備、タッチパネル等の機器、共有の資材を消毒	
	トイレのハンドドライヤー・共有タオルは禁止	
	受付や、講師と受講生の上に透明間仕切り等を設置	
	講師・スタッフの健康管理を確認	
	ゴミの廃棄（回収時手袋着用、密閉して処理）	
	準備	来校者数を調整
受講生に健康管理への協力を案内		
受講者の名簿等を適切に管理		
講座中	受講生にマスクの着用を求める	
	フィジカルディスタンスを確保	
	講師は、必要に応じてフェイスガードなどを使用	
	備品・用具類は、使い捨ての物や消毒した物を使用	
	備品・用具類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」を区別	
	精油のテスターは試香紙を使用	
	教室内の換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）。また、講座終了後は窓やドアを開けて教室全体の空気を入れ換える）	

<同意書の例>

新型コロナウイルス感染の拡大を防ぐため、次の症状がある方、該当する項目がある受講生は、ご来校していただくことができません。誠に申し訳ございませんが、下記に該当しない受講生のみのご来校とさせていただきます。

- 発熱（目安として37.5℃以上、または37.5℃未満でも平熱より高い場合）または全身倦怠感、頭痛、のどの痛み、関節痛、筋肉痛、鼻汁、鼻閉、咳、呼吸困難、胸部の不快感、味覚・嗅覚障害、腹痛、嘔気、嘔吐、下痢など新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方
- 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方
- 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症が疑われる方がいる方

個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、新型コロナウイルス感染発生時、またその可能性がある場合に、弊サロンよりお客様に速やかにご連絡を行うために使用いたします。それ以外の目的で使用することはいたしません。

〇〇スクール 殿

上記に該当しないことを誓約いたします

個人情報の取り扱いについて同意いたします

年 月 日

署名

緊急連絡先（TEL）

緊急連絡先（E-MAIL）

- 首相官邸 感染症対策特集

感染症の基本的な知識や対策などを紹介

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

- 内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策（支援策など）を紹介

<https://corona.go.jp/>

- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

国民向けの情報や政府の取組等などを紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A

一般の方向けQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q3

- 厚生労働省 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- 自治体の取組み（各都道府県の新型コロナウイルス感染症に関するホームページ）

以下のサイトの下方に自治体のサイト紹介

<https://corona.go.jp/action/>

- アドバイザー制度

事業者の取組への助言や研修動画の配信を行っている自治体もあります。東京都では以下のサイトに紹介されています（事業者向け感染拡大防止ガイドラインの徹底に向けた取組）。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/index.html>

- 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーリーボード、専門家会議の見解等をまとめた厚労省のwebサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

- 厚生労働省 新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- マスクの正しい着用方法 厚生労働省「国民の皆さまへ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html